

県土利用のモニタリング制度・計画評価制度について

第4次 千葉県国土利用計画の基本目標

- 県民一人ひとりが豊かさを実感し、
愛着を持って暮らすことができる県土利用
- 地域が個性や特色を生かしながら、発展を
続けていくことのできる持続可能な県土利用

達成に向けて

- 「県土利用の基本方針」の設定
- 「土地の利用目的区分に応じた区分ごとの規模の目標」の設定
- 「地域別に目指す方向性」の設定

モニタリング制度・計画評価の趣旨

第4次千葉県国土利用計画に掲げる基本目標の実現に向け、農用地・森林・宅地などの規模の目標や施策の進捗状況等を定期的に点検・評価し、計画の適切な推進を図る。

制度の内容

(1) モニタリング制度

県民にとってわかりやすい、県土利用状況に関連ある各種統計データをモニタリング指標と位置付け、各指標の推移を定期的に調査・把握する。

(例) 農用地の利用状況に関連ある農業従事者数や農業産出額等の指標について、計年経過を把握する。

(2) 計画評価制度

モニタリング結果等をもとに、国土利用計画の実施状況等を総合的に点検・評価する。

(評価は中間評価と事後評価の2回実施する。)

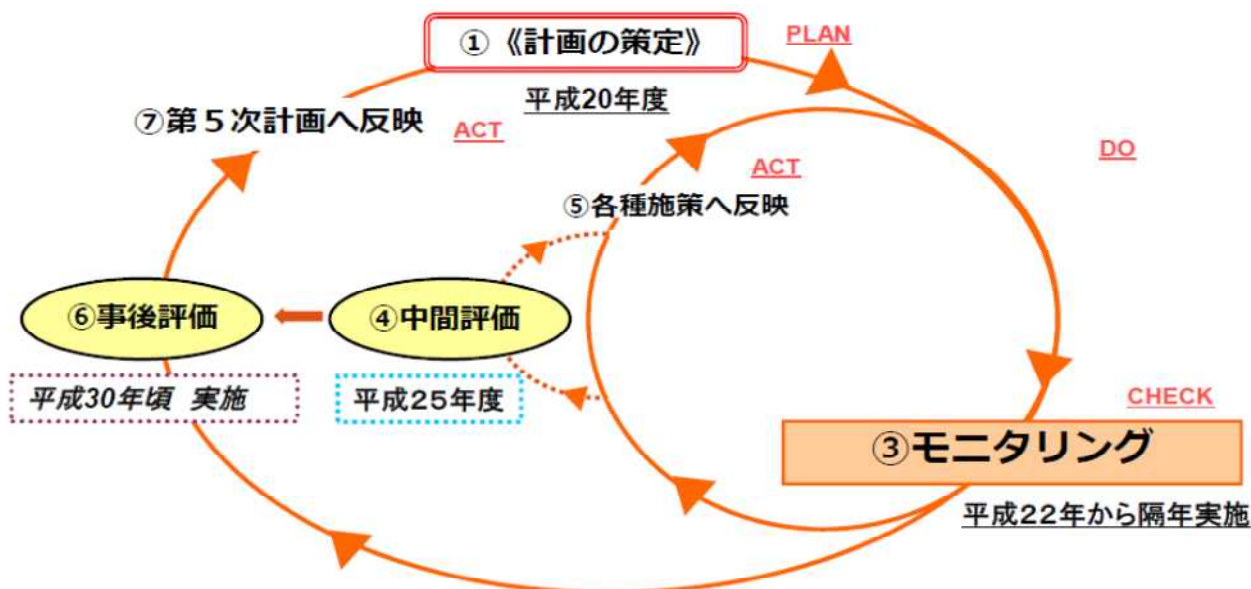
中間評価の結果は各施策の見直し・改善に反映させ、事後評価結果は、次期(第5次)国土利用計画に反映させる。

参 考

モニタリング制度・計画評価制度の流れ

〔制度実施スケジュール〕

暦 年	20 計画 策定	21 制度 検討	22	23	24	25	26	27	28	29 目標 年次	30
策定後経過年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
モニタリング			○		○		○		○		
計画評価						中間					事後



【モニタリング指標 一覧】

区 分	指標数	区 分	指標数
農用地	24	宅地	23
森林	16	その他	9
水面・河川・水路、原野	7	区分横断的な課題	10
道路	7	ゾーン別指標（6ゾーン計）	79
		合 計	175